【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（応募株券の数等の公表）

**第九条の四**　法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりしなければならない。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

二　前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

三　日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。）

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（応募株券の数等の公表）

**第九条の四**　法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりしなければならない。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

二　前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

三　日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。）

（改正前）

（応募株券の数等の公表）

**第九条の四**　法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりしなければならない。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

二　前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

三　日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第三十条第一項第一号ハにおいて同じ。）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（応募株券の数等の公表）

**第九条の四**　法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりしなければならない。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

二　前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

三　日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第三十条第一項第一号ハにおいて同じ。）

（改正前）

（新設）